

2019年12月

経営Q&A

回答者

税理士法人山田&パートナーズ

税理士 平井 伸央

消費税増税と軽減税率でどう変わる？ 企業の実務への影響と対策

～経営者・経理担当者向け！ 税制改正後の経理実務（2）～

Question

当社は、生活雑貨の小売業を営んでいます。取り扱う商品には食料品が含まれていますので、消費税改正に伴い軽減税率が適用される売上が生じることになりました。改正にあたり複数税率に対応したレジを導入しましたので、売上については税率ごとの管理ができています。

一方で、仕入先から交付を受ける請求書や納品書の中には消費税や税率の記載のないものが多数あり、税率を区分しないまま経理処理を進めてしまっています。今後の確定申告に向けてどのような対応をすればよろしいでしょうか。

Answer

消費税の申告上、仕入税額控除を適用する事業者について軽減税率対象の仕入がある場合には、原則として、税率ごとに区分経理を行い、所定の事項が記載された請求書等を保存する必要があります。したがって、貴社の現状の処理のままでは仕入税額控除の適用を受けることができませんので、修正等の対応をする必要があります。

ただし、中小事業者については、「区分経理をすることに困難な事情がある」ことを要件として、仕入にかかる税額を簡便的に計算する方法も一定期間の経過措置として認められています。



日本政策金融公庫
国民生活事業

1 区分記載請求書等保存方式

消費税の申告上、仕入税額控除（申告納税額の計算にあたり、経費等の支払いにかかる消費税を控除できる制度）の適用を受ける場合には、所定の事項が記載された「帳簿」と「請求書等」の保存が必要とされます。軽減税率の導入にあたり、それぞれ記載すべき事項についての改正が行われています。

■「帳簿」の記載事項に関する改正

【改正前】	【改正後】										
<table border="1"><thead><tr><th>帳簿の記載事項</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 取引の相手方の氏名又は名称</td></tr><tr><td>② 取引をした年月日</td></tr><tr><td>③ 取引にかかる資産又は役務の内容</td></tr><tr><td>④ 取引の対価の額</td></tr></tbody></table>	帳簿の記載事項	① 取引の相手方の氏名又は名称	② 取引をした年月日	③ 取引にかかる資産又は役務の内容	④ 取引の対価の額	<table border="1"><thead><tr><th>帳簿の記載事項</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 取引の相手方の氏名又は名称</td></tr><tr><td>② 取引をした年月日</td></tr><tr><td>③ 取引にかかる資産又は役務の内容 (軽減税率対象取引の場合にはその旨)</td></tr><tr><td>④ 取引の対価の額</td></tr></tbody></table>	帳簿の記載事項	① 取引の相手方の氏名又は名称	② 取引をした年月日	③ 取引にかかる資産又は役務の内容 (軽減税率対象取引の場合にはその旨)	④ 取引の対価の額
帳簿の記載事項											
① 取引の相手方の氏名又は名称											
② 取引をした年月日											
③ 取引にかかる資産又は役務の内容											
④ 取引の対価の額											
帳簿の記載事項											
① 取引の相手方の氏名又は名称											
② 取引をした年月日											
③ 取引にかかる資産又は役務の内容 (軽減税率対象取引の場合にはその旨)											
④ 取引の対価の額											

改正後、軽減税率の適用される取引については帳簿に「軽減税率が適用される取引である旨」を記載する必要があります。方法としては、仕訳の摘要欄へ記載する方法のほか、税率区分欄に8%と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められています。したがって、改正に対応した会計ソフトにおいて軽減税率の税率コードを入力することでも要件を満たすことができますので、軽減税率対象取引の区分ができれば、実務的に手間が増える改正ではありません。

■「請求書等」の記載事項に関する改正

【改正前】	【改正後】												
<table border="1"><thead><tr><th>請求書等の記載事項</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 請求書等発行者の氏名又は名称</td></tr><tr><td>② 取引をした年月日</td></tr><tr><td>③ 取引にかかる資産又は役務の内容</td></tr><tr><td>④ 取引の対価の額（税込価格）</td></tr><tr><td>⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 (小売業、飲食店業等にかかるものである場合には省略可)</td></tr></tbody></table>	請求書等の記載事項	① 請求書等発行者の氏名又は名称	② 取引をした年月日	③ 取引にかかる資産又は役務の内容	④ 取引の対価の額（税込価格）	⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 (小売業、飲食店業等にかかるものである場合には省略可)	<table border="1"><thead><tr><th>請求書等の記載事項</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 請求書等発行者の氏名又は名称</td></tr><tr><td>② 取引をした年月日</td></tr><tr><td>③ 取引にかかる資産又は役務の内容 (軽減税率対象取引の場合にはその旨)</td></tr><tr><td>④ 税率ごとに区分して合計した取引の対価の額（税込価格）</td></tr><tr><td>⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 (小売業、飲食店業等にかかるものである場合には省略可)</td></tr></tbody></table>	請求書等の記載事項	① 請求書等発行者の氏名又は名称	② 取引をした年月日	③ 取引にかかる資産又は役務の内容 (軽減税率対象取引の場合にはその旨)	④ 税率ごとに区分して合計した取引の対価の額（税込価格）	⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 (小売業、飲食店業等にかかるものである場合には省略可)
請求書等の記載事項													
① 請求書等発行者の氏名又は名称													
② 取引をした年月日													
③ 取引にかかる資産又は役務の内容													
④ 取引の対価の額（税込価格）													
⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 (小売業、飲食店業等にかかるものである場合には省略可)													
請求書等の記載事項													
① 請求書等発行者の氏名又は名称													
② 取引をした年月日													
③ 取引にかかる資産又は役務の内容 (軽減税率対象取引の場合にはその旨)													
④ 税率ごとに区分して合計した取引の対価の額（税込価格）													
⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 (小売業、飲食店業等にかかるものである場合には省略可)													

改正後、軽減税率対象取引については、改正前の内容に加え「軽減税率対象取引である旨」と「税率ごとに区分して合計した税込対価」が記載された請求書等を保存する必要があります。具体的には、個々の商品ごとに税率を記載し、それぞれ小計を記載するなどして区分して表示する方法などが考えられます。

請求書等の記載事項にかかる改正のポイントは、「軽減税率対象取引の場合」にのみ対応が必要となる点です。言い換えると、「軽減税率対象取引でない場合」には、改正前後で対応を変える必要はありません。例えば、軽減税率が適用されない取引にかかる請求書において「すべて 10%適用」「8%取引 0円」などの記載は不要となります。したがって、飲食料品を主たる事業として取り扱わない事業者については、実務的に大きな影響はないものと考えます。

以上が、改正後の帳簿及び請求書等の保存に関する原則的な取扱いです。この制度は「区分記載請求書等保存方式」と呼ばれ、令和 5 年 9 月 30 日までの措置となります。令和 5 年 10 月 1 日からは、「適格請求書等保存方式（インボイス方式）」と呼ばれる制度が開始し、請求書等の保存については、さらに厳格な要件が付されることとなります。

2 請求書等への追記対応

上記のとおり、「区分記載請求書等保存方式」は、仕入税額控除の適用要件です。記載に関する要件を満たさないと仕入税額控除を適用できず、納税負担が増加することになりますので、飲食料品の取引量が多い事業者においては、実務への影響が大きい改正です。

ただし、この制度は「保存する請求書等にどのような内容が記載されるべきか」という「仕入側」の規定であるにも関わらず、実際に請求書等を発行するのは「売上側」という特徴があります。「仕入側」は適用要件を満たそうとしても、「売上側」が対応をしてくれなければ要件を満たすことができません。また、「売上側」に法律上の交付義務はありませんので、記載要件を満たす請求書を交付しなくても、罰則等の措置はありません。

そこで、このような制度への対応として、仕入側における追記の方法も認められています。軽減税率対象取引については、「軽減税率の適用がある旨」と「税率ごとに区分した税込対価」の記載がなければ仕入税額控除を行うことができませんので、取引の事実に基づいて仕入側が自ら追記することが可能とされています。

すべての事業者が適切に改正への対応ができているとは限りませんので、実務においては、貴社のご相談のような消費税や税率の記載のない請求書等の交付を受けることも想定されます。軽減税率の適用がない取引であれば請求書等に消費税の記載がなくても記載要件への影響はありませんが、軽減税率対象取引の場合には早めに内容を精査し、記載内容が不足する場合には追記の対応をする必要があります。

なお、インボイス方式導入後は売上側にも必要事項を記載した請求書等（インボイス）の交付義務を課しますので、仕入側における追記対応は認められなくなります。

3 税額計算の特例の適用を受けることができる中小企業者

以上が原則的な取扱いですが、中小企業者については、区分経理に対応する準備が整わないなど、区分経理をすることに困難な事情がある場合には、簡便的に税額計算を行うことができる特例制度があります。ここでいう中小企業者とは、基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます（消費税の簡易課税制度の適用を受けることができる事業者と同様です。）。基準期間と中小企業者の判定は、次のとおりです。

■ 個人事業者の基準期間 … その年の前々年

個人は暦年（1/1～12/31）で計算



■ 法人の基準期間 … 前々事業年度

3月決算法人の場合



(注) 前々事業年度が1年未満の場合には、その事業年度開始の日の2年前の日の前日から1年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間となります。

4 中小企業者の仕入税額の計算の特例

軽減税率の導入に伴う仕入税額の計算に関する中小企業者向けの特例制度には、次の(1)と(2)の2種類があります。いずれも、「区分経理をすることに困難な事情がある場合」に適用を受けることができるとされますが、どの程度困難であればよいかという度合いは問われませんので、事業者側の判断に委ねられます。

(1) 軽減売上割合の特例

課税売上(税込)を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、軽減税率の対象となる仕入税額のうち卸売業又は小売業にかかる部分について軽減売上割合(課税売上のうちに軽減税率対象売上の占める割合)に基づいて計算することができます。計算方法は次の算式のとおりです。

【計算式】

$$\boxed{\text{軽減税率の対象となる仕入税額}} = \boxed{\text{仕入税額の合計}} \times \boxed{\frac{\text{軽減税率対象売上の合計(税込)}}{\text{課税売上の合計(税込)}}$$

(注1) それぞれの計算要素は卸売業又は小売業にかかる部分の金額で計算します。

(注2) 標準税率の対象となる仕入税額は、全体から本算式による金額を控除して計算します。

本特例が適用できる期間は、令和元年10月1日から令和2年9月30日の属する課税期間の末日までの期間となります。なお、簡易課税制度の適用を受ける事業者は、適用を受けることができません。

(2) 簡易課税制度の届出の特例

簡易課税制度とは、中小企業者に該当する事業者について、仕入にかかる税額を課税売上に係る消費税額に業種ごとに定められた「みなし仕入率」を乗じることで計算することができる制度です。

【計算式】

$$\boxed{\text{仕入税額}} = \boxed{\frac{\text{課税売上に係る消費税額}}{\text{消費税率}}} \times \boxed{\text{みなし仕入率}}$$

(注) みなし仕入率は業種に応じて90%~40%となります。業種は6種類に区分されます。

簡易課税制度の適用を受ける場合には、その適用を受けようとする課税期間の前課税期間の末日までに、適用を受ける旨の届出書を提出する必要がありますが、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの日の属する課税期間については、その提出をした課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

《執筆者紹介》

税理士法人山田&パートナーズ

パートナー 税理士 平井 伸央

2006年税理士登録

ホームページ： <https://www.yamada-partners.gr.jp/>